

テクノポート福井総合公園利用規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、テクノポート福井総合公園の設置および管理に関する条例施行規程第6条の規定に基づき、総合公園の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用の申請等)

第2条 テクノポート福井総合公園の設置および管理に関する条例（平成6年福井県条例第6号。以下「条例」という。）第8条第1項の規定により、別表第1または別表第2に掲げる施設または設備（以下「施設等」という。）を利用しようとする者は、利用申請書（様式第1号）をグリーン・コンソーシアム所長（以下「所長」という。）に提出しなければならない。

2 前項の規定によりテクノポート福井スタジアム利用申請書を提出した者でテクノポート福井スタジアムをアマチュアスポーツ以外に利用し、かつ、入場料、観覧料その他これに類する料金を徴収する者は、当該利用を終了したときは、直ちにテクノポート福井スタジアム総入場料等収入額報告書（様式第2号）を所長に提出しなければならない。

3 テクノポート福井スタジアムの利用申請は、利用開始日の2か月前からすることができる。なお、国や地方公共団体等については、利用開始日の2年前から利用申請ができる。

4 テクノポート芝生広場の利用申請は利用開始日の2か月前からすることができる。なお、国や地方公共団体等については、利用開始日の2年前から利用申請ができる。

5 制限行為の申請は、行為開始日の2か月前からすることができる。

(利用料金)

第3条 別表第1または別表第2に掲げる施設等を利用しようとする者は、同表に掲げる利用料金を納付しなければならない。

(利用料金の徴収)

第4条 所長は、利用料金を徴収するときは納入通知書（様式第3号）を発行し、利用料金を徴収するものとする。ただしパットゴルフ場の利用、パターの利用およびマレット用具の貸し出しによる利用料金はパットゴルフ券、パター券およびマレットゴルフ券（様式第4号。以下「利用券」という。）をもって口頭による納入の通知により収納することができる。

2 所長は、利用料金を徴収したときは、領収証書（様式第3号）および領収証書控（様式第5号）に領収印（様式第6号）を押印し、納入者に領収証書を交付するものとする。ただし、前項ただし書きの規定による利用券を交付する場合においては、利用券への領収印の押印によることができる。

(利用料金の還付)

第5条 条例第12条ただし書きの規定により利用料金の還付を受けようとする者は、テクノポート福井総合公園利用料金還付申請書(様式第7号)を所長に提出しなければならない。

(利用料金の免除申請)

第6条 条例第13条の規定により利用料金の免除を受けようとする者は、テクノポート福井総合公園利用料金免除申請書(様式第8号)を所長に提出しなければならない。

(制限行為の許可申請等)

第7条 条例第14条の規定により、別表第3に掲げる行為をしようとする者は、テクノポート福井総合公園内制限行為許可申請書(様式第9号)またはテクノポート福井総合公園内制限行為許可事項変更許可申請書(様式第10号)を所長に提出しなければならない。

2 前項の許可を受けた者は、同表に掲げる利用料金を納付しなければならない。

3 第4条、第5条および第6条の規定は第2項の利用料金の納付について準用する。

(損害賠償)

第8条 利用者は、施設、設備等を破損または滅失し、あるいは人的な損傷を発生させた場合は、その損害を賠償しなければならない。

(施行期日)

1 この規程は平成31年4月1日から施行する。

2 この規程は令和元年5月1日から施行する。

3 この規程は令和2年10月1日から施行する。

4 この規程は令和2年12月1日から施行する。

5 この規程は令和3年4月1日から施行する。

6 この規程は令和3年10月1日から施行する。

別表第1

区 分	算定基礎		金額 (単位円)	
テクノポート 福井スタジアム	学生等	午 前	8, 380	
		午 後	8, 380	
		夜 間	8, 380	
		全 日	25, 150	
	一 般	午 前	12, 570	
		午 後	12, 570	
		夜 間	12, 570	
		全 日	37, 720	
	入場料徴収	午 前	83, 810	
		午 後	83, 810	
		夜 間	83, 810	
		全 日	251, 430	
スタジアム照明	30 分 当 た り	学生等	全点灯	6, 280
			3分の2点灯	4, 190
			3分の1点灯	2, 100
		一般	全点灯	12, 570
			3分の2点灯	8, 380
			3分の1点灯	4, 190
	入場料徴収(アマチュア スポーツ以外に利用する 場合で入場料等を徴収す る場合を除く。)	全点灯	25, 150	
		3分の2点灯	16, 760	
		3分の1点灯	8, 380	
	入場料徴収(アマチュア スポーツ以外に利用する 場合で入場料等を徴収す る場合に限る。)	全点灯	75, 430	
		3分の2点灯	50, 280	
		3分の1点灯	25, 150	
テクノポート 芝生広場	学生等	午前	5, 300	
		午後	5, 300	
		夜間	5, 300	
		全日	15, 900	
	一般	午前	7, 950	
		午後	7, 950	
		夜間	7, 950	
		全日	23, 850	

パットゴルフ場	1人18 ホール につき	中学生以上	730
		小学生以下、65歳以上	370
		団体10名以上	520
		回数券6枚綴り	3,660
		ふく育パスポートまたは福井県 国際交流協会賛助会員証を掲示 した親子連れで2人目以降の同 伴の子供	無料
パター	1本につき		210
マレットゴルフ 用具	1セットにつき	下記以外	330
		ふく育パスポートまたは福井県 国際交流協会賛助会員証を掲示 した親子連れで2人目以降の同 伴の子供	無料

備考

- 一 「学生等」とは、小学生、中学生、高校生、大学生その他これらに類する者をいう。
- 二 「入場料等」とは、入場料、観覧料その他これらに類する料金をいい、「入場料徴収」とは、利用者が入場料等を徴収する場合または入場を整理券、招待券その他の方法で制限する場合をいう。
- 三 「午前」とは午前8時30分から午後0時30分まで、「午後」とは午後1時から午後5時まで、「夜間」とは午後5時30分から午後9時まで、「全日」とは午前8時30分から午後9時までをいう。
- 四 「団体」とは一団の利用者の数が10人以上のものをいう。
- 五 一般と学生等で構成されている団体がテクノポート福井スタジアム、スタジアム照明および芝生広場を利用する場合の利用料金の額は、一般の利用料金の額による。
- 六 テクノポート福井スタジアムをアマチュアスポーツ以外に利用する場合で入場料等を徴収するときの利用料金の限度額は、この表に掲げる額にかかわらず、入場料等最高額の200倍に相当する額と総入場料等収入額の100分の5に相当する額のうちいずれか多い金額(その金額が320,000円に満たないときは、320,000円)とする。
- 七 県外に住所を有する者がテクノポート福井スタジアムおよび芝生広場を利用する場合(アマチュアスポーツ以外に利用する場合で入場料等を徴収するときを除く。)の利用料金の限度額は、この表に掲げる限度額にその額の10分の5に相当する額を加算した額とする。
- 八 利用料金の額が30分当たりの額で定められている場合において、利用時間が30分に満たないとき、または利用時間に30分未満の端数を生じたときは、これを30分と

して計算する。

別表第2

設 備 名	バーベキューテーブル	無料
-------	------------	----

別表第3

区 分		算定基礎	金額（単位円）
物品の販売、募金その他これらに類する行為	工作物その他の物件を設ける場合	占有面積1平方メートル1日につき	280
		従事者1人1日につき	510
	工作物その他の物件を設けない場合	従業者1人1日につき	510
立看板の表示その他これに類する行為	総合公園の施設（スタジアムを除く）内において営利を目的としない場合	立看板（これに類するものを含む。）の面積1平方メートル1日につき	530
	総合公園の施設（スタジアムを除く）内において営利を目的とする場合	立看板（これに類するものを含む。）の面積1平方メートル1日につき	3,250
	スタジアムにおいて入場料を徴収しない場合	立看板（これに類するものを含む。）の面積1平方メートル1日につき	530
	スタジアムにおいてアマチュアスポーツで入場料徴収の場合	立看板（これに類するものを含む。）の面積1平方メートル1日につき	1,080
	スタジアムにおいてプロスポーツで入場料徴収の場合	立看板（これに類するものを含む。）の面積1平方メートル1日につき	3,250

業として行う写真の撮影	1人1日につき	510
業として行う映画の撮影	1日につき	26,190
興行	1日につき	26,190
集会、展示会、博覧会その他これらに類する催し	1日につき	2,720

備考

- 一 工作物その他の物件を設ける場合の物品等の販売、募金その他これらに類する行為に係る利用料金の額は、占有面積から算定される利用料金の額と従事者数から算定される利用料金の額とを合計した額とする。
- 二 1平方メートル未満の端数は、1平方メートルに切り上げる。
- 三 立看板の表示が裏表同じ場合に限り金額を半額とする。